

タイトル	北海道におけるベトナム人技能実習生の日本語学習意識と学習環境：多文化共生の視点から考察
著者	中川，かず子；NAKAGAWA, Kazuko；神谷，順子；KAMIYA, Yoriko
引用	開発論集(102)：79-98
発行日	2018-09-28

北海道におけるベトナム人技能実習生の 日本語学習意識と学習環境 ——多文化共生の視点から考察——

中川 かず子*・神谷 順子**

キーワード：北海道 外国人技能実習生 ベトナム人 日本語学習支援 多文化共生

1. はじめに

1-1 研究の背景

現在、道内の各地域に外国人技能実習生が増えてきている。技能実習生の増大は全国的な傾向で、その背景に労働者不足を補うための政府による積極的な推進施策があるのは周知の事実である。田尻（2017；30-51）は日本語教育と関わる「近年の外国人労働者受け入れ施策」として、2013年4月から2017年4月にわたる政府の外国人労働者に関する動きを取り上げ説明を加えている。また、鈴木江里子（2018；274-283）では、外国人、移民をめぐる動きとして1981年から2018年3月までに公表された日本政府の施策を紹介している。いずれも2013年以降に顕著に現れる「労働者不足による外国人の活用」をめぐる動向に注視していることが窺える。そこに登場するのは、総務省行政評価局、出入国管理政策懇談会、産業競争力会議、自民党日本経済再生本部、経済財政諮問会議、国家戦略諮問会議、厚生労働省社会保障審議会福祉部会ほか多くの政府関係部局であり、それらの議事録では外国人受入れの拡大を検討する会議や懇談会の内容が記されている。特に、技能実習生の受け入れ拡大に関して、2014年4月の建設分野における緊急措置を検討する閣僚会議では、2020年オリンピック・パラリンピック開催及び震災復興のための建設需要に対応するために、技能実習制度を活用した建設分野での外国人労働者受入れが話し合われた。また、2015年2月には「介護」職種追加の検討に入り、2016年11月には外国人労働者の拡大を見据えて日本語教育の必要性を唱えた超党派の「日本語教育推進議員連盟」¹が発足、さらに同じ時期に「技能実習法」が制定（施行日は2017年11月）するなど、外国人技能実習生の増大とそれに伴う環境整備に政府が積極的に動き始めたことがわかる。

こうした動きの中、厚生労働省の2017年10月統計によると、外国人労働者数は1,278,670人となり、そのうち、技能実習生が257,788人にも上り、全体の20%以上を占めている。さらに

*（なかがわ かずこ）北海学園大学開発研究所研究員，北海学園大学人文学部教授

**（かみや よりこ）北海学園大学開発研究所特別研究員，元北海学園大学経済学部教授

¹与野党国会議員約50名により結成（代表河村建夫氏，代表代行中川正春氏）

表1 国籍別・在留資格別外国人労働者数（総数 1,278,670人）

	総数	専門・技術	技能実習	資格外活動*1
中国 (香港等を含む)	372,263人	95,583人	84,179人	91,014人
ベトナム	240,259人	20,109人	105,540人	101,221人
フィリピン	146,798人	7,862人	26,163人	1,601人
ブラジル*2	117,299人	735人	77人	186人

厚生労働省による平成29年10月統計表に基づき作成

*1在留資格外の報酬を得る活動で、留学生のアルバイト、専門・技術資格者の通訳等。

*2ブラジル、ペルー（表外）国籍ではほとんどが永住、定住（就労枠）等の身分である。

注目すべきは、技能実習生全体の43.9%に当たる105,540人がベトナム国籍であり、中国人の80,106人を上回り、これまでで最も多くなっている（表1参照）。なぜこれほど多くのベトナム人が来日し技能実習生となっているのか、その背景については次節で取り上げたい。

1-2 ベトナム²における日本語学習者、日本におけるベトナム人の増大とその背景

国際交流基金が行っている海外の日本語学習者数調査によると、ベトナムにおける2012年の学習者数は46,762人、2015年では64,863人と38%以上の増加率となっている。また、法務省が毎年12月に行なっている在留外国人数の国籍別登録数を見ると、2017年12月現在、262,405人のベトナム人が登録されている。この数字は、1997年末の11,897人、2007年末の36,131人と、20年前、10年前と比較すると、ここ10年間で急激に増加していることがわかる。特にベトナム人の在留資格別に見てみると、①技能実習123,563人、②留学72,268人、③技術・人文知識・国際業務³22,045人、その他、定住者、特定活動、日本人配偶者となっており、技能実習生のほか、日本語学校や大学の留学生、日本企業や実習生受入れ事業団体等で働くベトナム人も増えていると見られる（表2、3参照）。

このようなベトナムにおける日本語学習者の増加、また、海を越えて日本で中・長期の在留資格を有するベトナム人の増加が顕著に数字に表れた2010年以前、あるいはそれ以降のベトナムでの日本語教育の進展の背景にどのようなことがあったのか、いくつか関連する事象について見ていきたい。

ベトナムは社会主義国家でありながら、1986年にドイモイ（刷新）政策により市場経済を導入するが、それ以来、現在に至るまで日本からも多くの企業が進出している。2003年には日越投資協定調印、翌年発効、2008年には日越経済連携協定（EPA）が締結された。2013年には外交関係が40周年を迎えたことから、日越間の交流に一層拍車がかかったようである。JETRO

²正式な国名は「ベトナム社会主義共和国」であるが、本稿では「ベトナム」を使用する。

³いわゆる専門職（通訳、技術職など高度専門知識を必要とする職）の資格

表2 国籍・地域別在留外国人数の推移（2012年以降、各年末調べ）

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
計	2,033,656	2,066,445	2,121,831	2,232,189	2,382,822	2,561,848
中国*	652,595	649,078	654,777	665,847	695,522	730,890
韓国*	480,431	481,240	465,477	467,722	453,096	450,663
ベトナム	52,367	72,256	99,865	146,956	199,990	262,405
フィリピン	202,985	209,183	217,585	229,595	243,662	260,553
ブラジル	190,609	181,317	175,410	173,437	180,923	191,362
ネパール	24,071	31,537	42,346	54,775	67,470	80,038
台湾*	22,775	33,324	40,197	48,723	52,768	56,724

法務省統計表より最新調査で上位群を抜粋し作成した（数字は原本通り）。—— これら上位群に続き、米国（55,713人）、タイ（50,179人）、インドネシア（49,982人）、その他（373,339人）となっている。

*中国、韓国、台湾については戦前からの在住者数も含むが、国・地域別等の分類は入国管理局の把握に沿ったもので統計処理がなされている。

表3 主要国籍・地域別、在留資格別在留外国人数（平成29年末）

国籍・地域	計	特別永住者	永住者	留学	技能実習	技術・人文知識・国際業務	定住者	家族滞在	日本人の配偶者等	特定活動	その他
総数	2,561,848	329,822	749,191	311,505	274,233	189,273	179,834	166,561	140,839	64,776	155,814
中国	730,890	1,027	248,873	124,292	77,567	75,010	28,033	74,962	31,911	10,947	58,268
韓国	450,663	295,826	69,391	15,912	13	21,603	7,291	12,211	13,490	3,961	10,965
ベトナム	262,405	2	14,913	72,268	123,563	22,045	5,448	11,112	3,164	5,627	4,263
フィリピン	260,553	47	127,396	2,375	27,809	5,924	49,773	3,104	26,401	8,547	9,177
ブラジル	191,362	28	112,876	483	9	394	56,475	609	16,631	57	3,800
ネパール	80,038	3	4,139	27,101	179	5,426	745	21,873	709	5,005	14,858
台湾	56,724	1,083	21,044	10,237	10	9,210	1,582	2,047	4,296	4,600	2,615

法務省統計表より上位群を抜粋し作成した。

によれば、ベトナムに進出した企業は2017年12月時点で1,753社に増え、投資額も2017年は601件、87億1900万円に上っているという。

一方、国際交流基金による「ベトナムにおける日本語教育の沿革」⁴をみると、2003年に同基金による「ベトナム中等学校における日本語教育試行プログラム」が開始、2003年以降、ハノイ、ダナン、ホーチミンの中学校、高校で徐々に第1外国語として日本語教育科目を設置する学校が広がっていった。大学での日本語教育はすでに1950年代から行われており、2015年調査（前出）の64,863人の学習者のうち、高等教育機関（大学）に在籍する学習者は19,602人、中等教育機関に10,995人、〈その他日本語学校など〉に34,266人と、〈その他〉の機関の学習者が最も多く、次に多いのが高等教育レベル、そして中等教育レベルであるが、全体的にバラ

⁴<https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/survey/area/country/2017/vietnam.html>

ンスよく学習者が多いという印象である。2008年4月には国際交流基金のベトナム文化交流センターが開設され、同年8月には同基金により日本から若手の日本語教師が中等教育機関を中心に派遣された⁵。2010年以降、小学校三年より外国語科目の一つとして日本語も導入されている。さらに、「2020年国家外国語プロジェクト」の策定がなされ、2015年8月より小学校3年生からの日本語教育導入が決定された。

このように初等・中等教育レベルにも日本語教育が浸透した背景には、上述したように日越間の2008年のEPA締結、翌年から発効したEPAの推進を通して両政府による政治的、経済的な関与があり、そのことが日本語教育の発展を後押ししていると考えられる。

上述した2003年の中等学校日本語教育試行プログラムは2005年から正式な外国語科目となり、中学、高校と日本語を学習して卒業、または高等教育機関に入学する若者達を輩出することになる。こうして、日本語能力試験の受験者数が2017年度第2回で37,935人にまで増加し、海外受験地域では中国に続き世界第2位、東南アジアでは第1位となった。

国内のベトナム人について10年前と比べて7倍以上の26万人余りが在留登録していることは上で述べたが、これまで述べたベトナム国内の動きと日本政府の外国人労働の活用政策と相まって2012年から毎年2万人以上増え続けている。特に2014年から2015年にかけて約5万人増加してからは2017年末まで5万人、6万人と年々増え続けている(表2参照)。ベトナム人の在住者は全国の都道府県に広がっている。日本社会の働き手となっている外国人労働者という視点で見ると、留学生、高度専門技能・知識を有する外国人、それに技能実習生という在留資格でベトナム人は外国人の中でも中心的な存在になってきている。

本研究では、中川・神谷(2017)で取り上げた技能実習生の日本語学習環境をめぐる課題を踏まえ、さらに彼らを取り巻く状況の変化を見据える必要から、現在最も中心的な技能実習生となっているベトナム人実習生に焦点を当てている。彼らがなぜ技能実習生を志願したのか、その背景は単に出稼ぎ目的だけではないと思われる。日本への関心、日本語学習熱の高いベトナム人だからこそ、日本で仕事を通して言葉と文化を習得したいと考えたのではないだろうか。本研究では、主として道北地域にあるS農場で働くベトナム人技能実習生18人と受け入れ団体の責任者、ベトナム人専任通訳に対し聞き取り調査をおこなった。特に、2年目の6人には複数回聞き取りを行い、実習生の来日目的、日本語学習意識、日本語学習上の困難点、生活、学習環境の状況、将来の夢などについて語ってもらった。インタビュー内容は許可を得てすべてICレコーダに録音し、文字化したものを基に分析、考察している。さらに受け入れ側の責任者Y氏とベトナム人通訳兼世話役のX氏に対しても、ベトナム人を受け入れた背景、日常的に心がけている実習生への対応、日本語学習に対する意識、将来の計画等について聞き取りを行った。前回の研究でのベトナム人実習生の日本語をめぐる状況とも比較をしながら、検討を行っている。

⁵「21世紀東アジア青少年大交流計画」(英語の頭文字からJENESYS)プログラムが国際交流基金により2007年より5年間実施、ベトナムにも2008年より日本語教師が派遣された。

く。

2. 北海道における外国人技能実習生の状況

2-1 在留資格別外国人登録者数と外国人技能実習者数——法務省，厚生労働省調べより

道内の在留外国人登録者数は、平成 29 年末現在、32,408 人となり、昨年同時期と比べて約 4,000 人増加している。そのうち、北海道の様々な産業を支える外国人労働者が半数以上(平成 29 年 10 月の調べ⁶で、17,756 人)に上っている。「外国人労働者」というのは、①専門的・技術的分野、②特定活動⁷、③技能実習、④資格外活動⁸、⑤その他(永住者、日本人配偶者、永住者の配偶者、定住者)の分類になっている。①は企業、学校等に勤務するビジネス関係者、技術者、教師、通訳などで、就労ビザを有する外国人であるが、この在留資格を有するのは 3,273 人で全体の 18.4%である。②についても 3,231 人(全体の 18.2%)となっているが、その中で留学生のアルバイトが約 9 割(2,948 人)を占める。最も多いのが③の技能実習生で、8,553 人(全体の 48.2%)にも上る(表 4 参照)。

道内の外国人技能実習生の国籍が現在大きく変化している。表 2 でもわかるように、2015 年からベトナム国籍の在留外国人が全国的に増加し、北海道においてもその傾向が現れている。特に、2016 年以降に増加が顕著になり、北海道労働局による 2017 年 10 月の外国人労働者数の

表 4 北海道における国籍別・在留資格別外国人労働者数(平成 29 年 10 月現在)

	総数	専門的・技術的分野	技能実習	*資格外活動	*特定活動	永住者、日本人配偶者等
(全国籍計)	17,756	3,273	8,553	3,231	267	2,432
中国 (香港等を含む)	7,304	1,041	3,468	1,967	53	775
韓国	759	252	4	198	25	280
フィリピン	1,066	141	475	24	22	404
ベトナム	4,368	173	3,938	205	24	28
*G 7/8+オーストラリア+ニュージーランド	1,534	861	2	85	57	529

厚生労働省統計に基づく北海道労働局発表資料(平成 30 年 1 月 29 日)より作成

*「資格外活動」のうち、留学生のアルバイトが約 90%を占める。

*「特定活動」は、ワーキングホリデー、EPA に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等の合計。

*G 7/8 等は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシアとオーストラリア、ニュージーランドを表している。

*その他、ミャンマーは本資料に含まれていないが、他の資料(後述)では受け入れ数が報告されている。

⁶厚生労働省北海道労働局の発表(平成 30 年 1 月)による。

⁷ワーキングホリデー、EPA に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の合計。

⁸在留資格以外の活動で収入を得る場合で、留学生のアルバイトも含む。

うち、ベトナム人技能実習生の在留資格者は3,938人となり、同じ在留資格の中国人(3,468人)を抜いて1位となっている。言い換えれば、来道するベトナム人の90.2%が技能実習生の在留資格ということになる。

表4については、在留資格別外国人労働者数を表しているが、平成29年10月現在の数字であるため、法務省の在留外国人数(平成29年末の登録者数)とは多少誤差が見られる。法務省発表の数字では、道内のベトナム人総数が5,236人、そのうち技能実習生は4,490人となっていることから、僅か2か月で20%近く増加していることがわかる。

2-2 道内技能実習生の国籍別、業種別、地域別受け入れ状況——道経済部の調査より

道経済部労働政策局が発表した報告書⁹によると、①ベトナム(3,883人)、②中国(3,563人)、③フィリピン(442人)、④ミャンマー(277人)、⑤タイ(184人)、⑥カンボジア(72人)、⑦インドネシア(52人)、⑧その他(29人)となっているが、同じ時期の厚生労働省統計表を基にした表4に含まれていないミャンマー、カンボジア、インドネシア国籍も道内で受け入れていることがわかる。

次に、業種別の受け入れ数を見ると、「食料品製造業」(4,848人)と「農業」(2,441人)の業種で全体の86%を占めている。この傾向は北海道の特徴であると言える。食料品製造業の中でも水産加工品製造業が82%を占める。これらの業種のほか、「建設関連事業」(711人)、「漁業」(160人)、「衣服・その他の繊維製品製造」(135人)ほかとなっている。「衣服・繊維製品製造」を除く上位の業種は前年度に比べ受け入れ数が増大している。

技能実習生が道内のどの地域に分散しているのかを知る手がかりとなるのは、道経済部報告書の「地域別受入数」とJITCOの発表した「道内の監理事業団体一覧」(2018年7月17日付)である。正確な分布状況は明らかになっていないが、およその状況は理解できる。同報告書によれば、もっとも多いのがオホーツク管内で1,403人、そのうち「食料品」に1,054人、「農業」に286人、「建設関連」に54人となっている。この地域では水産加工場を中心に、中国人、ベトナム人を多く受け入れている。オホーツクに続き多いのが、札幌市を囲んで大きな市町村を有する石狩管内で、総数で1,168人(「食料品」639人、「建設」300人、「農業」149人)、ベトナム、中国人を中心に受け入れている。ほかに道内で受け入れ数が多いのは、渡島管内(994人—うち、食料品が810人、その他、漁業74人、衣服製造57人)で、ここでもベトナム人、中国人、漁業ではインドネシア人の受け入れが行われている。道南の衣服製造業種ではベトナム人の受け入れが多い。全般的に、オホーツクをはじめ、渡島、後志、宗谷、釧路、根室といった沿岸地域では、水産加工を中心とした「食料品」業種での受入れが目立つ。一方、上川、日高、十勝、空知などの農業を主要産業とする地域では、農業の受け入れが多いという特徴が見

⁹『外国人技能実習制度に係る受入状況報告』(北海道経済部労働政策局人材育成課)、2018年6月26日付

られる。オホーツク、釧路、根室は農業分野での受け入れ数も多くなっている。

このように、北海道の広い範囲にわたり、技能実習制度を利用した外国人受け入れが行われ、この勢いは政府の推進策が続く限り拡大していくものと思われる。しかも、海外の実習生送り出し機関が今後増えていく傾向にあると見られ、今後もベトナム人を中心に技能実習生が増えていくことが予想される。特に、人口が減少し、若手の労働力が不足している北海道の過疎地において、一次産業、二次産業を支える人的資源となっている技能実習生の力に頼らざるを得ない現実を私達はしっかりと認識しなければならない。

今後北海道における技能実習生は増え続けると予想されるが、その一因として考えられるのが、2017年11月に施行された「技能実習法」である。この法律は、「外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護」を謳ったものであり、新たな技能実習機構を創設し、人権侵害行為等に対する罰則等を整備するなど、技能実習生を保護する面が強調されている。さらに、「優良」と評価された監理団体は4～5年目の実習も可能とする第3号技能実習生実習生の受け入れを可能とするとし、受け入れ拡充を図っている。確かに、制度改革は行われているが、日本語教育の問題は十分に検討されているのだろうか。次章では、外国人技能実習制度と日本語教育について、現状の認識と課題について考えてみる。

3. 外国人技能実習制度と日本語教育

3-1 外国人技能実習制度における日本語教育の必要性

中川・神谷（2017；19-20）でも触れているが、2012年7月の新在留管理制度に伴う「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」（略称「上陸基準省令」）の施行により管理団体による監査の「適正化」が進み、さらに2013年12月には「適正化」を具体的に進めるための指針が改訂され、それにより「講習」が義務化されることになる。この「講習」の中に多くの時間数を必要とする「日本語」教育が含まれているが、基本的な時間数に大きな違いはないものの、監理団体により、技能別により使用教科書、教材も異なっている。業種の専門性、地域の言語・文化の特殊性、あるいは指導者の教え方なども教科書、教材の選択に関わってくると考えられる。

国際研修協力機構（以下、JITCO）による『外国人技能実習・研修事業実施報告書』（以下、JITCO 白書）の2016年度及び2017年度版によると、JITCOでは日本語教育支援事業として、日本語指導者のためのセミナーやワークショップを年に数回開催している。特に、日本語指導セミナーは2016年6月から2017年2月までで計8回、全国6か所で開催され、216名の参加者があったと報告されている。ただ、道内の監理団体の日本語指導員からは、会場が東京になるため参加しにくいという声も聞かれる。そうした声もあり、遠隔地の日本語指導員のために、インターネットを通じた教材・素材及び日本語指導に関する情報等を提供するシステム「JITCO日本語教材ひろば」の充実も図られているという。

JITCO は技能実習生に対する日本語教育および生活適応を支援するための教材も準備し、販売している。日本での生活のルールや社会的マナー等を紹介した『日本の生活案内』8か国語版をはじめ、日本語初級会話習得用のテキスト（入門用の「生活基礎編」および初級用の「日常生活編」）、業種別の専門用語集ほか、技能実習テキスト（各分野別）、健康管理や安全衛生管理のためのハンドブック類が揃っている。

このように見てくると、日本語及び生活適応、技能別作業手順や技能の要点をまとめたもの、職場における安全衛生管理に関わるものなど、技能実習生にとって専門技能の遂行、日本語によるコミュニケーションに必要な基本的な教材は提供されていることになる。

3-2 外国人技能実習生から見た日本語習得の必要性

周知の通り、外国人技能実習制度は2009年に入管法改正により新たな在留資格「技能実習」が導入され、翌年の2010年に施行された。技能実習生という在留資格で来日、技能実習という名目で働く外国人が日本全国に広がっている。2012年には高度の技術、知識を有する外国人の雇用を促進する「高度人材ポイント制度」が導入され、特に高学歴、専門技術、日本語能力の高い外国人の受入れも徐々に広がっている。特に、技能実習生を受け入れる監理団体でも実習生の増加に伴い外国人高度人材を積極的に受け入れる状況になっている。日本語能力試験1級、2級（N1、N2）を有すると「高度専門職」の在留資格が得られやすいことから、技能実習生の中には将来的に本国で仕事をするか、日本に来て専門職に就くかのいずれかを目指して日本語学習に励む者も多いように見受けられる。

筆者は2016年から2018年にかけて道内のいくつかの受入れ団体と実習生に対し、来日目的、日本語学習に対する意識、学習環境等に関する聞き取りを行ってきたが、特に、ベトナム人を中心に受け入れていた日高地方と上川地方の農業、食品製造業種団体での聞き取り調査から、ベトナム人の日本語学習意欲の高さを感じた。東南アジアからの技能実習生は出稼ぎ目的だと短絡的に捉えられることもあるが、少なくとも筆者が面談したベトナム人実習生達は、全員が日本語能力試験（JLPT）の合格を目指していた。日本語能力レベルは、入国直後は入門～初級（N4）程度、講習後、約1年間で初級～中級前期（N3）合格を目指し、1年～2年目で中級（N2）¹⁰を目指し、独学して合格する者もいた。中川・神谷（2017；24-25）で紹介した日高地方のA事業体（農業）の6人のベトナム人女性は3年目がN1とN2レベルの中上級者で、2年目がN2を目指していた。1年目もN4～N3レベルということで、全員の目標が日本で収入を得ながら日本語を修得し、将来の仕事に生かすということだった。野菜栽培の技術を学ぶ目的はないと話していた。同じ日高地方のB事業体（農業）の3人も、1年目（N4～N3）、

¹⁰国際交流基金（海外受験者）と日本国際教育協会（国内受験者）が主催、1984年開始し、世界最大規模の日本語能力試験となっている。評価認定はN5（入門）～N1（中上級）で、就職、進学のほか、外国人技能実習生、外国人高度人材の資格認定にも使用されている。

2, 3年目(N2)ともに日本語を真剣に学習していたのが印象的である。ここの3年目の実習生は農家出身で技術を学ぶのが第一の目的だと言っていた。しかし、ほかの2人は将来の夢(日本料理店で働く, 日本の大学に留学する)を実現するために技能実習生となったという。また, 今回新たな調査対象となった上川地方S市にあるS農場でも事業主とベトナム人技能実習生18人が一体となり, 日本語能力試験の向上を目指している。その詳細については次章で取り上げるが, 日本語学習に精一杯励む技能実習生が多くいること, そして, 技能の習熟に必要なだけでなく, 日本の生活を楽しみ, 将来の夢を実現させるために日本語能力の向上が必要だと考える技能実習生が多いことが示唆される。

3-3 外国人技能実習制度の受け入れ施策と日本語教育に関わる条件と問題点

能勢(2017)は外国出身者で永住・定住を希望または実体化している者を「移民」と定義した上で, 彼らに対しては社会保障, 言語(日本語)教育を一定程度義務付ける移民統合政策が必要であると主張する。現実には, 日本は社会統合的な「移民」政策は取っておらず, 外国人には基本的に管理政策を取っている。移民政策の有無という点でいえば, 日本には移民政策が欠落していると多くの研究者が指摘する。例えば, 駒井(2018; 13)では, 日本の移民政策は, ①入国管理政策の独り歩き, ②移民受入れ政策のほぼ全面的欠落, ③体系的移民包摂¹¹政策の不在, という特徴があるとする。確かに, 日本は移民政策の本格的議論のないまま, 2006年に総務省が提言した「多文化共生社会の推進プラン」により, 外国人を受け入れる地方自治体, 地域ボランティア団体等が政府と協働的に言語文化適応のための施策に取り組む形をとってきた。そのような流れの中で, 地域の取組みは積極性を増し, 受入れ支援態勢が以前に比べて整ってきていることは感じる。日本においては「中央政府の無策にもかかわらず, 自治体と市民社会組織とが, 多文化共生政策の展開に大きく関与した」(駒井 同; 12)と言えるのかもしれない。とはいえ, 日本政府としては外国人労働者, とりわけ技能実習生については, 様々な見直し案を策定, 実行に移す過程で関係省庁との連携を図っている。2017年11月に施行された「外国人の技能実習の適正な実施および技能実習生の保護に関する法律」(技能実習法)を受けて, 翌年7月に「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」¹²(2018年7月24日)が開催されたが, 受入れ・共生のための「総合的対応策」として, ①多文化共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動, ②生活者としての外国人に対する支援, ③外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取り組み, ④新たな在留管理体制の構築, という枠組みを示している。特に, ②の枠組みは, 日本語の学習環境の向上, 生活・就労のための情報提供, 相談体制の確立, 医療・保健・福祉サービスの提供, 公営住宅・民間賃貸住宅等への入居支援, 外国人児童・生徒の教育の充

¹¹駒井(2018)によれば, 包摂(inclusion)という用語の使用は, 統合(integration)という概念に対する疑念から生まれたもので, 「排除(exclusion)」と対立する概念として用いられる。

¹²<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dail/gijisidai.html>

実、労働環境の改善，社会保険の加入促進，というように，生活者としての外国人に対する支援としては充実した内容が盛り込まれている。多文化共生プランについては現在でもいくつか問題が指摘されている。能勢（同上）は自治体における政策推進の困難点，課題について，現場の体験から多文化共生の困難な地域の事例を示している。縦割り行政に慣れた現場での連携や協働の難しさ，人件費削減等の影響もあり，国と地方の協働の理念と現実の矛盾についても触れている。社会全体で外国人材の受入れ・共生を支援できるような体制づくり，取り分け，国と地方の役割分担の明確化がより一層必要になると思われる。

田尻（2017；51）でも，技能実習生受け入れ施策は数多く示されてはいるものの，省庁間の調整が不十分なところもあり，日本語教育の視点からも問題点が挙げられると述べている。その一部を紹介すると——「『移民』という言葉を避けているために，言語習得を保証するシステムを作らないまま多数の外国人労働者を受け入れている」「国家戦略特区で受け入れる外国人家事支援労働者の日本語能力の検討が不十分である」「様々な分野，職種に一律に日本語能力試験を適用すべきでない」，その他，日本語能力試験（JLPT）が様々な職種に関係なく実習生の日本語能力の評価に用いられることに対し疑問を投げかけている。

政府は，技能実習生を含む日本で働く外国人材を受け入れるための基本理念として，

「今後も我が国に在留する外国人が増加していくと考えられる中で，日本で働き，学び，生活する外国人の受入れ環境を整備することによって，外国人の人権が護られ，外国人が日本社会の一員として円滑に生活できるようにしていく必要がある。このため，多言語での生活相談の対応，日本語教育の充実をはじめとする外国人の受入れ環境の整備に係る様々な分野における取組を政府全体として強化し，進める必要がある。¹³」と，上述の閣僚会議決定事項として外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針を公表した。

外国人技能実習生を社会の一員として受け入れ，外国人と日本人の共生社会の実現に向けた環境整備をどう具体的に進めていくのか，政府の今後の行方を注視したい。

4. ベトナム人技能実習生と日本語学習意識

—— 実習生と受け入れ側への聞き取り調査から

4-1 ベトナム人技能実習生の日本語学習意識

〔調査概要〕

今回聞き取り調査の対象としたのは，北海道上川地方北部S市にあるS農場で受け入れているベトナム人実習生12名（1年～2年未満6名，2年以上6名）と通訳1名，受け入れ団体代表者1名である。S農場は，道北部にある260ヘクタール以上ある広大な農場で，羊の飼育と食肉加工のほか，野菜栽培，ビート栽培，それらの加工食品を製造している。日本人従業員の

¹³<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dail/siryou2.pdf>

ほかに、2015年秋ごろからベトナム人技能実習生を受け入れ、現在は1号、2号実習生合わせて18人、主として農場の食品製造に関わっている。そのうち、今年新たに受け入れた6人は系列企業の建設・土木関連の職種に配属されている。

このベトナムからの技能実習生について、日本語レベル、来日前と来日後の日本語学習状況、来日、来道の目的（技能習得以外に日本に関心があったのか）、日本人との接触状況、日本語・日本文化の学習環境、地域住民との交流、住環境、生活上の困難等に関する聞き取りを行なうことが目的である。特に、調査前に訪問した際に事業主と実習生の関係がうまく行っているように感じられたことから、実際に双方に聞き取り調査を行ない、実習生の日本語学習への意識と受入れ事業主の環境整備に関する考え方を探っていききたい。

調査の概要については以下のとおりである。

- (1) 調査時期：2017年8月（第1回）、2017年12月（第2回）、2018年7月（第3回）、第1回は勤務時間後の夕方、会食の場で、第2回、第3回は午後から夕方にかけて休憩時間等に実施した。第2回、第3回は2年以上在任の実習生（技能実習生2号、以下、「先輩実習生」）のみにインタビューを行った。
- (2) 調査場所：第2回、第3回のインタビューはS農場の作業所内、インタビュー後は作業所見学、日本人従業員との面談も行った。第1回調査は、技能実習生12名、調査者2名も招待され雇用者側（社長夫妻、役員1名）と会食を交えて会談形式で行なった。
- (3) 調査方法：第1回の調査では、12名全体に対し、来日目的、日本語学習への意識、日本の生活等について非構造的な会談形式で行った。録音は行っていないが、ノートに記録を残している。第2回、第3回の調査では、先輩実習生6名、それに雇用主と通訳に対し、事前に大まかな質問事項を伝えた上で、一回約1～1.5時間の半構造化インタビューを行った。インタビュー内容は承諾を得てICレコーダに録音し、のちに文字化した。文字化したデータを木下(2003)によるM-GTA¹⁴の分析手法を用いた。その方法は発言内容を文節レベルで概念をコード化し、さらに類似した概念をまとめて分類していく。分析と考察は2名の研究者で行った。さらに、雇用主には数回にわたり追加の質問を行ない、その都度回答を得た。
- (4) 調査対象者：第2回、第3回でインタビューを行なった先輩実習生6名（全員女性）と雇用主、通訳に関する情報は表5に示す通りである。

4-2 調査結果と考察

S農場におけるベトナム人技能実習生の日本語学習意識を明らかにするために、発言記録か

¹⁴質的調査法の一つで、語りやインタビュー内容等から仮説生成する調査法に用いられる。修正グラウンデッド・セオリー・アプローチ（木下康仁2003）。

表5 調査対象者（先輩実習生6名，通訳，雇用者）に関する情報

対象者	年齢	日本語能力	その他の情報
実習生 A	24	N 3	会話力有
実習生 B	30	N 3～N 2*	リーダー的役割，運転免許証取得（2017年）
実習生 C	23	N 3	社交性，会話力有，運転免許証取得（2017年）
実習生 D	27	N 4～N 3	社交性，会話力有
実習生 E	21	N 3～N 2	会話力有
実習生 F	30	N 4～N 3	既婚者，ベトナムに家族（夫，子供）を残す
通 訳 X	32	N 1	ハノイ経済大学卒，札幌の監理団体に3年勤務
雇用主 Y	67		農場，建設会社経営者

*日本語能力については，2018年7月現在のJLPT（日本語能力試験）の獲得レベルを示す。「N3～N2」はN3に合格，N2を受験し近いレベルに達していることを指す（本人と雇用者による評価）。実習生D，E，Fについては，その後N3またはN2に合格したとの報告あり。

ら日本語学習意識と関係のある〈概念〉（文節コード）を抜き出していった。そして，類似した概念をいくつかまとめたものを【カテゴリー】として名前を付けている。ここでは，①【来日目的と日本語学習意識】，②【日本語学習環境の確保】，③【事業主，日本人スタッフとの信頼関係】，④【地域社会，職場環境への適応】，⑤【日本語学習上の困難点——技能実習生の立場から】という5つのグループカテゴリーが技能実習生の日本語学習意識に影響を与える要因として取り出された。

① 【来日目的と日本語学習意識】

まず，来日の目的について，〈日本語能力を向上させたい〉，〈日本の生活を体験したい〉，〈日本で人的ネットワークを広げたい〉，〈良い仕事をしたい〉といった高い日本語能力でキャリアアップを図る動機付けが強くあると見られる。また，〈家族への経済的支援〉，〈貯金をしたい〉という経済力の向上の目的，意思も確認された。しかし，お金を稼ぐこと，家族への経済支援が第一義的な目的ではなく，将来の実習生自身の生活向上を見据え日本語学習の必要性を強く認識していることがうかがえる。つまり，日本で生活し収入を得ながら，日本語や技能を習得したいという意識が強いと思われる。その背景にはベトナムにおける日本語教育熱の高さがある（本稿1-2を参照）と思われる。日本語能力の向上は生活の向上につながると認識しているのであろう。次に，彼らの日常生活と日本語との関わりを見ていく。

② 【日本語学習環境の確保】

外国人技能実習生に対する日本語講習は，入国の前後および実習開始前に所定の時間数は実施されているが，当然ながら，それで十分ではないと考えられている。S農場では2016年から事務所内に〈週2回日本語教室を開設〉し，日本語のコミュニケーションを図るための授業を

行なっている。実習生達は「仕事が終わってから日本語を勉強する」。実習生達の目的は「日本語能力試験に合格する」ことで、究極的には「N1, N2を目指したい」ということである。そのために、教室内に教科書、教材も少しずつ購入している。能力試験対策の問題集もあり、必要に応じて実習生が利用している。事業主もまた、「実習生としてではなく、留学生や職業人として戻ってくる」ことを願い、「将来は通訳や教師として国内またはベトナムにおいて活躍する」よう支援しているという。この事業主は、2017年から週末札幌に出向き「日本語教師養成」の学校で教授法講座を受講している。2018年からは日本語教育専任職員に協力を求めている。このように、十分とは言えないまでも、事業者も実習生も【日本語学習環境の確保】に努めている姿勢がうかがえる。

【日本語学習環境の確保】は実習生が日本語学習を継続する上で大事な条件であるが、実習生の日本語学習に対する積極的な姿勢はどのような動機づけから来ているのだろうか。まず第一に、6人の先輩実習生のうち、調査時点で2人が「運転免許証を取得できた」ことは大きな要因の一つであろう。2016年から2017年にかけて当時N4～N3程度だった2人の実習生は「Bは2回目で合格、Cは8回目で合格」（地元紙の記事より）したことを誇りに思い、他の実習生に刺激を与えたようである。これには「言葉の壁を乗り越え、運転免許を取得できたのは多くの人の協力があったから」と地元の新聞が報じている。事業主Y氏は「みんなが祝福している。会社や自動車学校の先生達のおかげ」と「実習生の資格取得の支援」を受入れ団体ほか関係者で応援していることがわかる。会社側によると、免許取得に必要な費用の多くを負担し、免許取得者には報奨金を与えているという。そのほか、能力試験の目標レベルに合格するたびに「能力試験手当」が加算されることも、実習生達にとって学習意欲を後押しされることにつながる。

③ 【事業主、日本人スタッフとの信頼関係】

次に、事業主を含め、日本人スタッフとのコミュニケーションでは、実習生に対しゆっくと話し、「意思の疎通ができるよう配慮」してくれるため、日常的に困ることはないという。また、実習生達は、週に一度、「事業主Y氏と会社役員との話し合いを行なう」ことで、連絡事項の確認をしている。何よりも、事業主Y氏の実習生に対する優しさ、思いやりが特に感じられた。「ベトナム人実習生は儒教精神を守り、親や家族を大事にする。たくさん借金してこんな遠くまで来てもらっているのだから、日本人と同じ扱いにしたい。」と、可能な限り、実習生に対して「職場や生活の環境を整える」こと、「職場と地域での日本人との交流」を心がけて、実習生にとって居心地がよいと思われるよう努めている。具体的には、先に述べた「運転免許」の取得支援、「日本語能力試験手当」の加算、宿舎（一般住宅用を使用、後述）の安価提供、給料（一般社員に近い）、通信設備、環境の整備などが整っている。通訳X氏によると、「S農場は道内では実習生にとって良い環境が整備されている。」と話していた。以前道内の別な監理団体で仕事をしていた時の経験から、S農場の環境のよさを強調している。また、今年になって、日本

人従業員も協力して、休日には地元のサッカーチームとS農場と建設部門の実習生(男性12名)を中心にしたチームが対戦交流を何度か行ったという。ベトナムではサッカーが盛んだということで、対戦成績もベトナム人実習生が優勢だと地元の新聞が伝えている。こうしたY氏を中心に日本人従業員の実習生に対する優しさや協力もあってか、実習生達は週に2回、3回とベトナム料理を作って会社やY氏の自宅に持ってきて感謝の気持ちを表している(ベトナム料理による返礼)。実習生達の宿舎はY氏の自宅に隣接した3階建てのマンションで、3LDKに男女別に3人ずつ入居している。元々、日本人従業員家族のための住宅として使用されていたマンションで、家具、パソコン、テレビなども設置されている。実習生が困ったときは隣のY氏宅に行き、いつもくすぐに問題を伝える、相談に応じてくれるという。Y氏の家族のほか、日本人スタッフが温かく実習生を受け入れ、問題解決のための対応を考えてくれる。彼らの発言から、【事業主、日本人スタッフとの信頼関係】が醸成されている様子がうかがえる。

④ 【地域社会、職場環境への適応】

受入れ事業団体がなぜベトナム人実習生を受け入れたかという点、第一に過疎化した地域の活性化を図るため、第二に元々ベトナムという国に関心があり、知り合いの送り出し機関の紹介で受け入れを始めたということである。安い労働力を確保するための受入れではない、とY氏は強調した。実習生の選考試験の際、Y氏によると、真面目そうで日本語の学習に意欲的な候補者を選んだという。本調査の対象となった実習生達は要請があればサッカーで地域のチームと交流したり、地域のイベントに参加している。具体的には、花見、盆踊り、成人式、雪まつり、じゃんけん大会等のほか、イベントの手伝い、ゴミ拾い等の作業にも参加している。道北地域にあるS市はベトナムの各都市とは気温も気候条件も異なるが、〈S市が好きだ〉と言っている実習生の声を聞くと、【地域社会、環境への適応】もまた日本語習得への動機づけにつながる大きな要因の一つであると考えられる。

ベトナム人実習生は以前調査を行なった日高地方の農家でもグループで助け合いながら共同生活を送っていた(中川・神谷:24-25)。今回の実習生もまた、〈先輩実習生が新入実習生を助ける〉ことが慣例化しており、先輩が通訳をして意思疎通に問題がないという。そのため、日本人スタッフがいなくとも実習生の仲間同士の助け合いで農場の運営が滞りなく行われる。こうして、新人の実習生も先輩の協力を得て環境に適応していくようである。また、技能実習生の職種は本人の希望通りにはならないが、Y氏によれば、〈真面目で与えられた仕事をこなす〉実習生が多く、これまで仕事上の問題はなかったという。ただ、「仕事上厳しい上司に対しどう対応するか」という筆者の質問に対し、実習生Aは「怖い人の指示通りやります。我慢します。」と答え、多少自分の考えと違っても、まずは素直に従うという〈相手の性格に応じた対応を考えて行動する〉という環境に順応する姿勢が感じられた。ほかの先輩実習生もその答え方に頷いていたことから、若い外国人技能実習生でありながら、異文化の職場環境にも適応できる資質を有しているように思われた。

⑤ 【日本語学習上の困難点——技能実習生の立場から】

多くの技能実習生はそれぞれの作業現場で必要とする日本語を学習することが求められる。S農場の野菜栽培や食品加工の現場では、実習生は日本人スタッフの動作や行動を見倣い、指示の言動に慣れていくのである。通訳のいなかった受入れ当初は、〈最初は日本語で意思疎通が困難〉だった（事業主Y氏）が、現在は専任スタッフの通訳のほかに、先輩実習生が新入実習生の通訳も世話も引き受けてくれるため、〈現在は日常会話は全く問題がない〉（同）と状況が良くなっている。仕事上で日本人スタッフとコミュニケーションがとれているかという筆者の質問に、実習生Eは「特に、問題ない、〈仕事の時あまり（日本語を）使わない〉から」と答えた。野菜栽培や食品製造の作業中は確かに話す機会は少ないと思われるが、必要な時には仲間が協力してくれる。ベトナム人の場合、一般的な傾向として、勤勉であったり、仲間を大事にする人が多いと言われる。実習生を受け入れて1年以上になる事業体では、実習生同士の助け合いにより職場内のコミュニケーションで大きな混乱が見られないところも少なくない。介護・看護分野等、高度な対人コミュニケーション能力が求められる分野以外では、実習生にとって職場上必要な基礎的な日本語能力は、日本語教師がいなくても獲得できるのではないだろうか。

今回の聞き取り調査で興味深かったのは、実習生の口から常にN3、N2など日本語能力試験の目標が出ていたことである。〈日本語の勉強を続けたい、N3取りたい〉（実習生D、F）、〈あと2年いたいから、N2、できたらN1に行きたい〉（実習生E）と目標を語っていた。しかし、〈日本語の勉強は楽しいけど、苦しみもある〉（実習生D）と、仕事をしながら日本語学習を続ける辛さも感じているようだ。事業主Y氏によると、朝から夕方まで仕事をして〈日中は立ち仕事なり、仕事に専念しているし、建設関連だと肉体労働で疲れている〉実習生達なので、その後で日本語学習するのは体力的に困難だという。また、〈教材は問題ないが、会話と漢字の先生がほしい〉（通訳X氏）と、ベトナム人通訳兼日本語講師が日本人の日本語教師の必要性について語った。日本語能力試験N2、N1等中上級レベルの受験のため、〈漢字や文章読解を学習できる教材がほしい〉（実習生全員）との声もあった。

こうしてみると、今回のベトナム人実習生達の日本語習得のプロセスとして、①技能実習（作業）に必要な日本語（会話、専門語彙など）の習得、②日本人スタッフとの日常的なコミュニケーション能力の習得、③将来の専門職獲得に向けた資格取得（N2、N1等）という流れが考えられる。技能実習生の立場では、③の資格取得のための学習環境を整えるのが難しい状況にあり、単独の事業団体が本来の目的と異なる日本語教育支援を行なうのは簡単ではない。S農場の場合は経済的に余裕があり、事業主の理解と全面的な支援が得られそうなこと、事業体のスタッフとともに家族的な信頼関係ができていること、などは他の事業体と比較しても今後の可能性が大きく期待できると思われる。今後はさらに国の支援策も得ながら、日本語学習支援の可能性を探ることも検討できると思われる。

5. 日本語教育の質的向上に向けて——多文化共生の視点から

5-1 外国人技能実習生に対する政府の日本語教育支援策

先に述べた「外国人材受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（2018年7月）で示された総合対応策（検討の方向性）概要では、「外国人との共生社会の実現に向けた環境整備が必要」との立場から（Ⅰ）多文化共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動、（Ⅱ）生活者としての外国人に対する支援、という大きな2本柱の政策の検討が謳われている。もともとは外国人材の円滑な受入れ促進（Ⅲ）と新たな在留管理体制の構築（Ⅳ）が主眼であったと思われるが、これら4本柱の政策の中に国内、海外における「日本語教育の充実」という文言が見える。ここでは、外国人との共生社会の実現に向けて具体的な支援策が掲げられている（Ⅱ）の「生活者としての外国人に対する支援」を取り上げて見ていく。

3-3で述べたように、日本では2006年の総務省による「地域における多文化共生推進プラン」を背景に、全国的に地方自治体を中心に市民ボランティアの協働的参加により「多文化共生」社会を目指した取り組みが行われてきた。同年12月、政府の外国人労働者問題関係省庁連絡会議において「生活者としての外国人」支援の骨子が発表され、その中でも地域の日本語教育の充実を図るボランティア団体等による取り組みの推進が謳われた。今回の新たな「生活者としての外国人に対する支援」も基本的に2006年の支援策を踏襲したものと考えられるが、「日本語教育」についてはより踏み込んだ内容になっている。まず、円滑なコミュニケーションの実現を目指すために「日本語教育の充実」を挙げているが、その内容は、①外国人に学習機会が行き渡ることを目指した全国各地の取組みの支援、②日本語教室の空白地域の解消、ICT教材の開発、提供、③日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備、④日本語教育機関の教育の質に関する評価等の枠組みの検討、ということである（下線部は原文のまま）。下線部は特に注目すべき箇所であり、これまで以上に問題点がより明確に示された形となっている。

この一連の日本語教育に関する課題を審議してきたのが、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会で、「外国人の定住化が進み社会参加の必要性の高まりを踏まえた」（同委員会資料より）日本語教育の在り方を検討するため、2007年7月に設置されている。2009年には「生活者としての外国人」という文言が検討題目のキーワードとして用いられ、以後、地域における日本語教育を語る際に「生活者としての外国人を対象に……」などと用いられることが多くなった。最近の動きとしては、在住外国人の増加や日本語教育状況の変化に対応するためか、2016年には「地域における日本語教育の推進に向けて——地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について——」の検討（2月）、さらに、「日本語教育人材の養成・研修と資格のあり方について検討」（5月）の審議が行われ、2018年3月に結果報告書が出たところである。日本国民並びに在住外国人に対する言語・文化教育の所管である文化庁が約10年前から国内の日本語教育の多様化を受け止め、対応策を検討してきたのであるが、我々日本語教育関係者、あるいは教師養成者は何をすべきなのか、あるいは何ができるの

だろうか、次節で考えていきたい。

5-2 「生活者としての外国人」を対象とする日本語教師養成の今後の在り方

——文化庁による最新報告書を受けて

上で述べたように、文化庁は文化審議会国語分科会日本語小委員会の検討を経て、活動分野ごとの日本語教育人材の養成について報告書を提出した。特に、「生活者としての外国人」に対して日本語教育を行なう上で、これまで指摘されたいくつかの課題が示されている。地域日本語教育が抱える問題にもつながるため、以下に指摘された課題を要約して掲げる。

- 地域における日本語教育は、自治体やNPOなど民間団体が開催し、実施しているが、その多くがボランティアによる支援に依存している。そのため、教室開催や教師確保等の学習環境は安定せず、地域格差も生じている。
- 開催される日本語教室での活動が、市民交流、生活相談など日本語教育以外のもの、個別の日本語指導など、活動形態が多様である。
- 「生活者としての外国人」の多様なニーズに対応できる、コースデザイン能力のある教育人材が求められる。
- 教師は単に「教育能力」だけでなく、地域日本語教室で教える姿勢や多文化共生に関する知識が必要になる。
- 日本語教育の専門性を有する「教室コーディネータ」が不足しており、配置されていない地域が多い。
- 専門性が求められる初期日本語教育については、専門性を有しないボランティアには負担が大きい。
- 「生活者としての外国人」に対する教育人材を育成するための教育内容について、十分な議論がなされていない。
- 自治体、地方公共団体による人材育成の研修は一部に限られ、しかも単発的な研修会が中心であり、十分な研修が実施されていない。

(同報告書 pp.12-13, 下線部は筆者による)

「生活者としての外国人」に対する日本語教育は、すでに教育内容のカリキュラムの検討が進み、標準的カリキュラム案も提示されている¹⁵。しかし、上述の課題にあるように、教育人材の養成は地域格差があり、例えば、外国人が散在する北海道の農村、漁村などでは十分に浸透し得ない状況にある。外国人集住地域や大都市では自治体やボランティア団体の意識も高く、教育人材に対する研修も積極的に行われる場合が多い。

¹⁵http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/nihongo_curriculum/index_2.html

こうした課題を踏まえた上で、国語分科会では、日本語教育人材の養成・研修における教育内容について、役割別(日本語教師、日本語教育コーディネータ、日本語学習支援者)、段階別(日本語教師の場合は、「養成」、「初任研修」、「中堅研修」/コーディネータの場合はコーディネータ研修、主任教員研修など)、活動分野別(留学生、生活者、児童生徒など)ごとに個別に示している。今後、大学、日本語学校、自治体、支援団体など関係方面で具体的な動きが出てくるものと思われる。

6. 今後の展望と課題

—— 多文化共生の視点から外国人技能実習生の受入れを考える

1993年に筆者の勤務校で研究助成を受け、「地域の国際交流の様子と日本語教育の状況」について調査する機会を得た。それが、中川・奥田(1995)であるが、偶然にも同じ時期、国立国語研究所日本語研修センターが全国の日本語教育関係者達に働きかけて「日本語教育ネットワーク」を後援する動きがあった。1993年当時、東京都内では、外国人が地域社会の一員として社会適応能力を得るのに地域住民はどう支援していくかといった問題の提起がなされていた。そこで、我々は1993年から1994年にかけて全国各地にある国際交流センター、あるいは国際交流協会と呼ばれる機関を20か所訪ね、それぞれの国際化事業の状況と日本語教育の取り組み等について聞き取り調査を行った。当時は姉妹都市間の交流はどこでも積極的に行われていたが、在住外国人に対する日本語学習支援や生活適応支援はボランティアの協力で依存しているところが多く、それでも約80%の都道府県で何らかの取り組みが行われていた。県や市の事業として日本語講座及び日本語教師養成講座を予算化するところもあったが、場所だけ提供して教師はボランティアでということも少なくなかった。地域によって取り組みは大きく異なっており、ボランティアの協力で依存する自治体は多いと見られる。その後も外国人の帰国者、定住者、児童生徒、国際結婚の配偶者等の全国各地への拡がりにより、在住外国人に対する支援施策も必要性を増すことになる。杉澤(2013;15-16)は、自治体国際化施策の推移を見ていく中で、1990年の入管法改正により日系人を中心とする外国人の増加で、それまでの国際交流事業の中心であった海外との交流事業が減少し、外国人住民施策が国際化施策の中心に移っていったと述べている。さらに、杉澤(同;17)は、在住外国人の人権保障や地域づくりなどを目標とした理念は「多文化共生」政策につながることを示唆し、自治体には国籍の枠組みを超えて住民福祉の観点から多文化化の問題に取り組むべきだと提言する。

2006年以降、全国各地の国際交流協会や自治体において「国際交流」から「多文化共生」に看板が変えられ、政府も自治体の「多文化共生」推進施策を後押ししている。しかし、総務省による「多文化共生推進プラン」に記された「国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」という多文化共生の定義はどのくらい自治体関係者、および地域住民に認識されているのか疑

問もある。また、多文化共生の推進体制として、担当部局の横断的連携、及び地域における多様な組織間の連携、協働と謳われているものの、杉澤（同；13）も指摘するように、実行するのはそう簡単なことではない。能勢（2017；169）は具体的な事例研究を踏まえて、多文化共生プランの諸問題として、①行政のセクショナリズム、②行政とNPOの対等性、③社会階層の再生産、④NPOの経営、の4点を挙げている。特に、行政の縦割りにより連携が困難になる事例は多く報告されている。また、行政と業務を委託されたNPOの立場が対等でないとか、活動の実質的担い手が非正規職員であるケースも多いという。こうした諸問題について政府、自治体、地域社会の政策実施者、そして地域社会の住民の多くが理解を共有し、外国人居住者の人権を守りながら協力、協働への道を模索できることを願っている。

道内技能実習生はベトナム人を中心にさらに増えていくことが予想される。本稿で紹介したベトナム人技能実習生と受入れ団体の事例は、限られた共同体の中ではあるが、家族的な雰囲気のある中で、実習生と事業主、さらに周辺の日本人との信頼関係が生まれており、地域社会との関わりもよい状況にある。何かあると、地元の新聞社が駆けつけて、実習生の地域社会との関わりを取材し、記事となって住民にも知らせてくれる。人口減少と超高齢化、過疎化が進む地方の町村にあって外国人の若者の受入れは事業体だけでなく、地域社会にも活性化をもたらすことになる。S農場の事業主は、「こんなに一生懸命働いてくれる人達はなかなかいない。地元には60代以降の高齢の方々ばかりで、同じ給料を払うなら、ベトナムの子達に仕事を覚えてもらいたい。」と、勤勉な実習生の受入れを歓迎している。今後は、海外の送り出し機関を作り、法外な金額を出さずとも実習生が安心して日本に来られるようにしたいとも述べていた。今回の聞き取り調査から感じたのは、外国人との共生に対する理解のある事業体がいくつかでも存在するという点、しかし、地域的な問題で教師の確保など日本語教育の環境を整えるには課題もある。今後は更に増えていくと予想される外国人技能実習生に対し、受入れ団体も経営上の利益だけでなく、外国人との共生に関わる必要な認識を併せ持ち、自治体、地域社会とも連携、協力し、外国人実習生の人権を守り、日本語習得を支援する活動も広がっていくことを願うばかりである。

参考文献

- 明石純一（2017）「日本の人口減少と移民政策」『変容する国際移住のリアリティ——「編入モード」の社会学』（編集代表・渡戸一郎）ハーベスト社 pp.184-203
- 井口 泰ほか編（2018）『移民政策のフロンティア——日本の歩みと課題を問い直す』（移民政策学会設立10周年記念論集刊行委員会編）明石書店
- 上林千恵子（2015）『外国人労働者受け入れと日本社会 技能実習制度の展開とジレンマ』東京大学出版会
- オストハイダ・テーヤ（2017）「日本の多言語社会とコミュニケーション」『グローバル化と言語政策——サステナブルな共生社会・言語教育の構築に向けて』明石書店 pp.116-131
- 加賀美常美代編著（2015）『多文化共生論』明石書店

- 木下康仁 (2003) 『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践』 弘文堂
- 久保公二編 (2013) 『ミャンマーとベトナムの移行戦略と経済政策』 (研究双 No.606) IDE-JETRO アジア研究所
- 駒井 洋(2018)「多文化共生政策の展開と課題」『移民政策のフロンティア——日本の歩みと課題を問い直す』(移民政策学会設立10周年記念論集刊行委員会編) 明石書店
- 坂 幸夫 (2016) 『外国人単純技能労働者の受け入れと実態——技能実習生を中心に』 東信堂
- 佐竹眞明編著 (2011) 『在日外国人と多文化共生』 明石書店 pp.28-38
- 杉澤経子 (2013) 「自治体国際化政策と政策の実施者に求められる役割」『多文化共生政策の実施者に求められる役割——多文化社会コーディネーターの必要性とあり方：シリーズ多言語・多文化協働実践研究』17 東京外国語大学多文化共生センター
- 鈴木江里子(2018)「戦後の日本と諸外国における外国人／移民政策関連年表」『移民政策のフロンティア——日本の歩みと課題を問い直す』[井口泰ほか編 (2018) 巻末資料] pp.274-283
- 田尻英三編(2017)「外国人労働者受け入れ施策と日本語教育」『外国人労働者受け入れと日本語教育』ひつじ書房 pp.19-75
- 坪田珠里 (2017) 「社会主義ベトナムの日本語教育政策の変遷とその目的 (1945-1991) —— 外国語教育政策の指摘展開に位置づけて ——」『日本語教育』168号 日本語教育学会
- 中川かず子・奥田崇之 (1995) 「日本語教育から見た北海道の国際化」『人文論集』第4号 北海学園大学
- 中川かず子・神谷順子 (2017) 「道内外国人技能実習生の日本語学習環境をめぐる課題——受入れ推進地域を事例として」『開発論集』第99号 北海学園大学
- 能勢桂佑 (2017) 「未完の多文化共生プラン——煩悶するローカル・ガバナンス」『変容する国際移住のリアリティ——「編入モード」の社会学』(編集代表・渡戸一郎) pp.160-181
- 野山 広 (2018) 「日本語習得支援」『移民政策のフロンティア——日本の歩みと課題を問い直す』第Ⅲ章「社会統合政策／多文化共生政策」明石書店 pp.147-152
- 松岡洋子・足立祐子 (2018) 『アジア・欧州の移民をめぐる言語政策』ココ出版
- 松岡洋子 (2017) 「社会を支える外国人移住者と受入れ社会とのコミュニケーション構築」『グローバル化と言語政策——サステナブルな共生社会・言語教育の構築に向けて』明石書店 pp.32-47
- 松下圭一 (1988) 『自治体の国際政策』学陽書房
- 宮入 隆 (2018) 「北海道農業における外国人技能実習生の受入状況の変化と課題——制度改正を目前に控えた2016年までの分析結果——」『開発論集』第110号 北海学園大学 pp.117-143
- 宮原 彬 (2014) 『ベトナムの日本事情——歴史と実践』本の泉社
- 山本公平 (2017) 「ベトナムにおける日本語学校の経営存続に関する一考察——ドンズー日本語学校を中心に——」『広島経済大学経済研究論集』第40巻第2, 3号
- 山脇啓造 (2017) 「多文化共生2.0の時代へ——総務省の取り組みを中心に——」『留学交流』vol.76 2017年7月号 日本学生支援機構
- 北海道経済部労働局人材育成課「外国人技能実習制度に係る受入状況調査」平成29年調査結果報告書 (2018.6.26発表)
- 国際研修協力機構編『2017年度 外国人技能実習・研修事業実施状況報告』(JITCO 白書)
- 同 『2016年度 外国人技能実習・研修事業実施状況報告』(JITCO 白書)
- 文化審議会国語分科会 (2018) 『日本語教育人材の養成・研修の在り方について』(報告書) 2018年3月2日 文化庁